

チャイルドシートを無料で貸し出します

問 保健福祉課 児童福祉係
☎476-1111(144・145)

■貸出台数

5台(対象者一人につき1台まで)

■貸出対象者

次の要件に全て該当する者

- ①町内に住所を有する方で、里帰りする4歳未満の乳幼児(里帰り出産で産まれた赤ちゃんを含む)と一時的に同居する祖父母等
- ②現に普通自動車を運転することができる免許を受けている者
- ③チャイルドシートを装着できる自動車を使用する者



■受付期間

随時受け付けます。

■貸出期間

原則として3か月以内です。貸出期間を超えて使用を希望する場合は、返却後、再度申請手続きを行なっていただきますが、対象者が4歳を越えて期間を延長することはできません。

■申請に必要なもの

次の①から③まで全て必要です。

- ①児童の健康保険証または母子手帳
- ②申請者の運転免許証(写し)
- ③チャイルドシートを取り付ける自動車の車検証(写し)

■貸出条件

貸出しを受けようとする者は、次の条件を遵守してください。

- ①故障等が発生した場合及び交通事故または落下等により強い衝撃を受けた場合は、直ちに使用を中止し、町に届け出てください。
- ②転貸、または目的外に使用しないこと。
- ③故意に損傷、または汚損しないこと。
- ④返納する時は、カバー等のクリーニングを行い、町の安全点検を受けた上で使用状況の概要を報告してください。

■注意事項

- ①貸出対象者の要件を欠いた場合や貸出期間を過ぎた場合は速やかに返却してください。
- ②貸出期間中にチャイルドシートを紛失、廃棄、または著しく汚損等をした場合は、買換え及び修復等に要する費用を負担しなければなりません。
- ③シートカバー等(ベルト部分を含む)のクリーニング代は使用者の負担になります。

申請・受取・返却は保健福祉課児童福祉係へ